

【施設種別の定義】（施設の内容と規模基準）

種類 番号	施設種別	内 容	規模基準		
			規模1	規模2	規模3
1	陸上競技場	主として、陸上競技を行うためにつくられた施設で、1周 200m以上のトラックを有するもの。（トラック内にサッカー、ラグビー等を行う施設がある場合でも、陸上競技場として取り扱う。学校の運動場は、多目的運動場として取り扱う。）	1周400mのトラックを有するもの	1周201m～399mのトラックを有するもの	1周200mのトラックを有するもの
2	野球場・ソフトボール場	固定したバックネットを有し、主として野球・ソフトボール 専用のもの。	10,000㎡以上	6,600～9,999㎡	6,599㎡以下
3	球技場	サッカー、ラグビー、ハンドボール、ホッケー、その他これに類する球技専用のもの。	10,000㎡以上	6,400～9,999㎡	6,399㎡以下
4	多目的運動場	土地面積が992㎡以上のもので、必要に応じて各種スポーツが行えるもの。（学校の運動場を含む）	10,000㎡以上	4,000～9,999㎡	992～3,999㎡
5	水泳プール(屋内)	水面積150㎡以上のもの。	1,000㎡以上	400～999㎡	150～399㎡
6	水泳プール(屋外)				
7	レジャープール	流水プール、造波プールなどで、レジャープールとして使用されるもの。			
8	ダイビングプール	主としてダイビングに使用されるもの。			
9	体育館	競技用床面積132㎡以上の建物で、必要に応じて各種スポーツが行えるもの。（体操競技専用のものを除く）	1,300㎡以上	660～1,299㎡	132～659㎡
10	柔道場	主として柔道専用のもの。	128畳以上	40～127畳	39畳以下
11	剣道場	主として剣道専用のもの。	200㎡以上	67～199㎡	66㎡以下
12	柔剣道場(武道場)	主として柔道・剣道に使用されるもの。	400㎡以上	200～399㎡	199㎡以下
13	空手・合気道場	主として空手・合気道専用のもの。			
14	バレーボール場(屋外)	屋外にあって規定のコートを有し、もっぱらバレーボールに使用されるもの。（運動場の一部に区画をつくり、バレーボール専用に使しているものも含む。また、屋上コートも該当する）			
15	庭球場(屋外)	屋外にあって規定のコートを有し、もっぱらテニスに使用されるもの。（運動場の一部に区画をつくり、テニス専用に使しているものも含む。また、屋上コートも該当する）			
16	庭球場(屋内)	屋内にあって規定のコートを有し、もっぱらテニスに使用されるもの。			
17	バスケットボール場(屋外)	屋外にあって規定のコートを有し、もっぱらバスケットボールに使用されるもの。（運動場の一部に区画をつくり、バスケットボール専用に使しているものも含む。また、屋上コートも該当する）			
18	相撲場(屋外)	規定の大きさの土俵を有するもの。			
19	相撲場(屋内)	規定の大きさの土俵を有するもの。			
20	卓球場	主として卓球に使用されるもので、規定の卓球台を3台以上有するもの。			
21	弓道場	弓道の試合(近的)が行えるもの。			
22	アーチェリー場	射場と的との距離が25m以上あるもの。または、14ショット以上の射場のあるフィールドアーチェリー場。			
23	馬場	20m×60m以上の規模を有し、必要な設備があつて競技が行えるもの。			
24	アイススケート場(屋内)	滑走面積が300㎡以上のもの。			
25	アイススケート場(屋外)	滑走面積が1,500㎡以上のもの。			
26	ローリースケート・インラインスケート場(屋外)	滑走面積が300㎡以上のもの。			
27	ローリースケート・インラインスケート場(屋内)	滑走面積が300㎡以上のもの。			
28	山の家(山小屋、避難小屋を含む)	都道府県・市区町村・団体等が登山・林間学校等のために指定しているもの。			

種類 番号	施設種別	内 容	規模基準		
			規模1	規模2	規模3
30	トレーニング場	屋内、屋外にあって、ウェイトトレーニングやサーキットトレーニング等のための設備を有し、もっぱらトレーニングに使用されるもの。(学校の運動場の一部に独立した区分を設けて、常設されているトレーニングコースも含む)			
31	レスリング場	固定したマットを有し、もっぱらレスリングに使用されるもの。			
32	ボクシング場	固定したリングを有し、ボクシングに使用されるもの。			
33	ダンス場 (ダンススタジオ)	主としてダンスに使用されるもの。(エアロビクス等のスタジオを含む)			
34	射撃場 (ライフル・けん銃・クレー等)	ライフル、けん銃競技が行われるもの。または、クレー放出機器を備え、競技が行えるもの。(光線銃を含む)			
35	ゴルフ場	9ホール以上あり、競技が行えるもの。	18ホール 以上	17～9ホール	
36	ゴルフ練習場	打席が10以上、打席からのまでの距離が20ヤード(約18.3m) 以上あるもの。			
37	ボウリング場	12レーン以上の規模を有するもの。			
38	漕艇場	艇庫を持ち、水路の幅が30m以上、長さが1,100m以上あり、競技が行えるもの。			
39	ゲートボール クロケータ場	都道府県・市区町村・団体等が、ゲートボール・クロケータ場として指定しているもの。			
40	スカッシュ・ラケットボール場	主としてスカッシュやラケットボールに使用されるもの。			
41	ヨット場 (マリーナ)	艇庫をもち競技が行えるもの。			
42	スキー・スノーボード場	ロープトウ・リフト・ゴンドラ・ジャンプ台のうちいずれか1つ以上を有するもの。			
43	キャンプ場	都道府県・市区町村・団体等がキャンプ場として指定しているもの。			
44	ハイキングコース	都道府県・市区町村・団体等がハイキングコースとして指定しているもの。			
45	サイクリングコース	都道府県・市区町村・団体等がサイクリングコースとして指定しているもの。			
46	オリエンテーリング コース	都道府県・市区町村・団体等がオリエンテーリングコースとして指定しているもの。			
47	ランニングコース	都道府県・市区町村・団体等がランニングコースとして指定しているもの。(学校のランニングコースも含む)			
48	冒険遊具コース	フィールドアスレチックなど冒険遊具を組み合わせてコースとしているもの。(学校の運動場の一部に区分してつくられた同様の内容を有する常設のものも含む)			
49	海の家・海水浴場等の施設	都道府県・市区町村・団体等が海水浴場として指定しているもの。			
50	河川・湖沼等の遊泳場	都道府県・市区町村・団体等が遊泳場として指定しているもの。			
51	スカイスポーツ施設	都道府県・市区町村・団体等がパラグライダー、ハンググライダー等のスカイスポーツを行う場所として指定しているもの。			
52	体操競技場	体操競技場専門として施設・用具が常備されているもの。			
53	その他	上記1～52以外のもの。			